

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
吹田高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	建物	25㎡	環境整備清掃等業務作業員控室	免除	令和6年2月1日から令和9年1月31日まで	
	建物	220㎡	投票所開設	免除	令和7年7月19日及び同月20日	
	建物	82.68㎡ 4台	学校食堂の経営 自動販売機の設置	(注) 免除	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	
(注) 年間使用料は令和7年4月1日から免除となっている。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年5月20日）